

新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付要綱

令和5年3月29日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、キャッシュレス社会の実現に向けた基盤を構築し、もって町内産業の振興を図ることを目的とし、消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を図るため、キャッシュレス決済端末等を導入する事業者に対し、予算の範囲内において、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 収益事業を営む法人又は個人事業主をいう。
- (2) キャッシュレス決済 クレジットカード、デビットカード、電子マネー、二次元コード決済その他の電子的な決済手段であって、購買に繰り返し利用できるものをいう。ただし、事業者間決済を除く。
- (3) キャッシュレス決済端末等 キャッシュレス決済を行うための端末、附属機器等をいう。
- (4) 事業所 事業者が、物の販売、サービスの提供等の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、町内に事務所を有し、消費者と対面で金銭の授受を行う事業者
 - (2) 今後1年以上継続して事業を営む予定である者
 - (3) 町内の事業所でキャッシュレス決済端末等を新たに導入し、又は継続して利用している者
 - (4) キャッシュレス決済を提供する事業者とキャッシュレス決済の導入及び運用に係る契約を締結し、キャッシュレス決済を導入する者で、当該契約を1年以上継続するもの
 - (5) 町税の滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 政治団体並びに宗教上の組織及び団体
 - (2) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する事業を営む者

(4) その他町長が適当でないと認めた者
（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者がキャッシュレス決済端末等の導入に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。なお、導入とはキャッシュレス決済端末等に係る支払が完了し、かつ、当該端末等が使用可能な状態にあることをいう。

(1) キャッシュレス決済端末等の購入に要する経費

(2) レジスター本体及びその附属品（以下「レジスター等」という。）の購入に要する経費

(3) 前2号を稼働させるにあたり必要なシステムの構築費

(4) キャッシュレス決済端末等の設置と併せて行うインターネット回線の開設に要する経費。ただし、配線工事費は除く。

(5) その他町長が必要と認めた経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は、補助対象経費から除くものとする。

(1) 国、地方公共団体、民間助成団体等からの補助金その他これに類するものの交付対象となった経費

(2) リース料及びレンタル料に係る経費

(3) 割賦支払に係る経費

(4) キャッシュレス決済端末等及びレジスター等に係る保守費用や手数料等、導入後の運用に要する経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数切捨て）とし、10万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1事業所につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 申請する事業所の所在地及び事業内容を確認できる書類の写し

(4) 町税の滞納がないことが確認できる書類

(5) 補助対象経費の内容及び予定額が分かる書類の写し

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、町長が別に定める期間内に行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、その補助事業を変更(軽微な変更を除く。)又は中止しようとするときは、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金変更(中止)申請書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更の内容が確認できる書類
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金変更(中止)決定通知書(様式第6号)により、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第8号)
- (2) 補助対象経費の支払が確認できる書類の写し
- (3) 補助対象事業の成果を確認することができる書類
- (4) キャッシュレス決済に係る契約内容の分かる書類の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要があると認めるときは、補助事業者に説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

(補助金の交付)

第10条 町長は前条の規定による審査等を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は新温泉町キャッシュレス決済導入促進事業補助金請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第11条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめをしたとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 補助事業者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長が定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の法定耐用年数に相当する期間を経過したとき、その他町長が特に認めるときは、この限りでない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の交付その他の手続に関しては、同日後も、なおその効力を有する。